

訂正とお詫び

下記の図書において、内容の一部に訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

■ 教材：1級電気通信工事施工管理技士 第一次検定 テキスト(改訂第三版)

頁	該当箇所	誤	正						
55	第1編 第2章 通信工学 Check!!欄 1行目	① <u>SMTP</u> ...	① <u>SMTP</u> ...						
126	第2編 第2章 無線電気通信設備 ③ 3行目	航空機のように移動していても、 <u>衛生</u> を見通せれば通信はできる。	航空機のように移動していても、 <u>衛星</u> を見通せれば通信はできる。						
167	第2編 第4章 情報設備 6.セキュア OS	プロキシサーバには、プロキシサーバ(フォワードプロキシサーバ)とリバースプロキシサーバの2つがある。一般に、プロキシサーバといえば、内部ネットワークのクライアントに変わってインターネットにアクセスする機能を持つフォワードプロキシサーバのことを指す。	セキュアOSの定義は様々だが、主に強制アクセス制御と最小特権によってセキュリティを強化したOSを一般的にセキュアOSと呼ぶ。						
237	第4編 第1章 建設業法 第1節 ⑦.許可の要件 図表5	誤							
		● 図表5:電気通信工事業における 専任技術者 の資格要件(一部省略)							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>許可の区分</th> <th>一般建設業</th> <th>特定建設業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任技術者 (営業所ごとに専任技術者を設置)◆</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1級または2級電気通信工事施工管理技士等 ・一定以上の実務経験を有する者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1級電気通信工事施工管理技士 </td> </tr> </tbody> </table>	許可の区分	一般建設業	特定建設業	専任技術者 (営業所ごとに 専任技術者 を設置)◆	<ul style="list-style-type: none"> ・1級または2級電気通信工事施工管理技士等 ・一定以上の実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級電気通信工事施工管理技士 	
許可の区分	一般建設業	特定建設業							
専任技術者 (営業所ごとに 専任技術者 を設置)◆	<ul style="list-style-type: none"> ・1級または2級電気通信工事施工管理技士等 ・一定以上の実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級電気通信工事施工管理技士 							
正									
		● 図表5:電気通信工事業における 営業所技術者等 の資格要件(一部省略)							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>許可の区分</th> <th>一般建設業</th> <th>特定建設業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業所技術者等 (営業所ごとに専任の技術者を設置)◆</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1級または2級電気通信工事施工管理技士等 ・一定以上の実務経験を有する者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1級電気通信工事施工管理技士 </td> </tr> </tbody> </table>	許可の区分	一般建設業	特定建設業	営業所技術者等 (営業所ごとに 専任の技術者 を設置)◆	<ul style="list-style-type: none"> ・1級または2級電気通信工事施工管理技士等 ・一定以上の実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級電気通信工事施工管理技士 	
許可の区分	一般建設業	特定建設業							
営業所技術者等 (営業所ごとに 専任の技術者 を設置)◆	<ul style="list-style-type: none"> ・1級または2級電気通信工事施工管理技士等 ・一定以上の実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級電気通信工事施工管理技士 							

頁	該当箇所	誤	正
237	第4編 第1章 建設業法 第1節 ⑦.許可の要件 側注 <u>補足</u> 上から1行目	◆ <u>専任技術者</u> (営業所ごとに <u>専任技術者</u> を設置)	◆ <u>営業所技術者等</u> (営業所ごとに <u>専任の技術者</u> を設置)
239	第4編 第1章 建設業法 第2節 ⑤.建設工事の見積り	<p>①建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。</p> <p>②建設業者は、注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでに、その見積書を交付しなければならない。</p>	<p>①建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費等その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならない。</p> <p>②建設業者は、建設工事の注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。</p> <p>(2025年12月法改正)</p>
287	第4編 第8章 電波法 側注 補足部分 下から3行目	無線設備 →免許 <u>状</u> が必要	無線設備 →免許 <u>記録(状)</u> が必要

頁	該当箇所	誤
288	第4編 第8章 電波法 ページ下部の 表部分	<p>① 原則 ②-1 簡易な免許手続 ②-2 包括免許制度 ◆ ②-3 登録</p> <p>免許の申請(法6条) → 免許の審査(法7条) → 予備免許(法8条) → 落成後の検査(法10条) → 免許の付与(法12条) → 免許状(法14条) ①</p> <p>登録申請(法27条の18) ③ → 登録の実施(法27条の19) ④ → 登録状の付与(第12条) ⑤ → 無線局の開設の届出(第27条の31)</p> <p>簡易な免許手続(法15条) → 免許の付与(法12条)</p> <p>特定無線局の免許の特例(法27条の2) → 包括免許制度 → 免許の付与(法12条)</p>
正		
		<p>① 原則 ②-1 簡易な免許手続 ②-2 包括免許制度 ◆ ②-3 登録</p> <p>免許の申請(法6条) → 免許の審査(法7条) → 予備免許(法8条) → 落成後の検査(法10条) → 免許の付与(法12条) → 免許記録(法14条) ①</p> <p>登録(法27条の21) ③ → 登録の実施(法27条の22) ④ → 証明書の交付(法27条の23) ⑤</p> <p>簡易な免許手続(法15条) → 免許の付与(法12条)</p> <p>特定無線局の免許の特例(法27条の2) → 包括免許制度 → 包括免許の付与(第27条の5) ②</p>
<p>上記、表の変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①免許状(法14条) → 免許記録(法14条) に訂正 ②包括免許の付与(法27条の5) を追加 ③登録申請(法27条の18) → 登録(法27条の21) に訂正 ④登録の実施(法27条の19) → 登録の実施(法27条の22) に訂正 ⑤登録状の付与、無線局の開設の届け出 → 証明書の交付(法27条23) に訂正 		

■ 教材：2026 年度版 1 級電気通信工事施工管理技士 第一次検定 分野別過去問題集

頁	該当箇所	誤	正
217	第 1 編 第 4 章 電子工学 問題 71 解答 上から 5 行目	$= (\bar{A} + B) \cdot (A + \bar{B})$	$= (\bar{A} + B) \cdot (A + \bar{B})$
234	第 2 編 第 2 章 無線電気通信設備 問題 29 解答 上から 5 行目	(4) 不適當。LTE 携帯電話の <u>携帯端末</u> から <u>基地局</u> への <u>下り</u> 回線で用いられている。	(4) 不適當。LTE 携帯電話の <u>基地局</u> から <u>携帯端末</u> への <u>下り</u> 回線で用いられている。